

緊急通報装置設置支援事業(固定型)に関するご案内

1. 事業概要

この事業は、一人暮らし高齢者及び一人暮らし重度身体障害者等に対し、緊急通報装置の設置支援することにより、発作や急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

<ご利用時のイメージ>

ペンダント等の機器の緊急ボタンを押す

民間救急警備センターへ自動発信

民間救急警備センターから折り返し

・容態の確認

・近隣協力員への連絡

応答がない場合や緊急性のある場合

・消防署の救急車へ出動要請

・民間救急警備からも職員が駆けつけ

※救急緊急センターは状況確認、救急車の要請を行う事業所の為、病院への付き添いは行いません。

※月一度、安否確認と機械の保守を兼ねて民間救急警備センターから安心コールを行います。

2. 対象者

- ①市県民税が非課税の65歳以上の方
- ②一人暮らし世帯及び重度身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級を所持)の方
- ③電話での状況説明が可能な方

※①～③すべてに該当する方のうち、下記④～⑥のいずれかに該当する方

- ④心疾患、脳疾患、喘息等により通院、既往歴があり発作等の恐れがある方
- ⑤日常生活動作の低下(要介護2以上)により、適切な対応が困難な方
- ⑥不安神経症等の精神疾患があり、不安緩和の必要がある方



3. 利用料

- ①月額利用料は市が負担いたします。
- ②ご自宅の電話器の配線・回線状況によって、設置に伴う工事費用が掛かる場合は、利用者様のご負担となります。
- ③機器等の破損、紛失につきましても利用者様の負担となります。

4. 委託事業所

名称：民間救急警備株式会社 所在：福島市森合字台3番地の28

連絡先：024-525-0881

5. 注意事項

- ①緊急時に対応可能な親族等の協力員を3名指定してください。
- ②家族との同居や施設への入所等により緊急通報装置が不要になった場合には、すみやかに上記委託事業所まで連絡し、取り外しの調整をお願いいたします。
- ③外出時の使用はできません。
- ④機器の管理及び受信室は、上記の事業所に委託しております。

6. 申請窓口

地区の担当地域包括支援センター、長寿福祉課、各支所

7. お問い合わせ先

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

TEL 024-525-7657



※貸出状況により機種は異なることがあります。